

健康・福祉



メタボポイステ推進連絡会主催ウォーキング大会の参加者募集

健康を維持増進することを目的として、湯津上地内のウォーキングコースを歩きます。

どなたでも参加できますので、気軽にご参加ください。

●日時 5月11日(土) 8:00～12:30

●費用 100円(保険加入費)

※当日徴収します。

●申込方法 4月26日(金)までに下記に電話で申し込み

※集合場所やコースについては後日通知します。

問健康政策課 本3階

☎0287-23-7601



ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん等)予防接種のお知らせ

●定期予防接種の対象者

小学校6年生～高校1年生の女子

●キャッチアップ接種の対象者

平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子

※平成25年6月から通知の送付を中止したことにより、接種機会を逃した方に「キャッチアップ接種」として不足接種分の費用助成を実施しています。

●費用 無料

●対象となるワクチン

2価(サーバリックス)、4価(ガーダシル)または9価(シルガード9)

※受け方や実施医療機関など、詳細は市HPをご覧ください。

●高校1年生の方、キャッチアップ接種対象者の方へ

令和7年3月31日で無料の接種期間が終了します。

接種完了には約6か月かかりますので、9月末までに1回目を接種する必要があります。お早めにご検討ください。

●予防接種を自費で接種した方へ

市では、定期接種の時期を過ぎて、子宮頸がん予防接種を任意(自費)で受けた方に対して、費用の助成を行っています。詳細は市HPをご覧ください。

問健康政策課 本3階

☎0287-23-8975



带状疱疹予防接種の費用助成が始まります

带状疱疹とは、皮膚に痛みや発疹が生じる病気で、過去に水痘(水ぼうそう)にかかった人が、加齢や免疫が低下することで発症します。

予防にはワクチン接種が有効であるため、市では今年度から带状疱疹予防接種の費用助成を行います。

なお、本予防接種は法に基づかない接種であり、ご本人の希望により接種を受けるものです。

予防接種の効果や副反応などを十分に理解したうえで接種の判断をしてください。

●対象者 大田原市に住民登録がある方で接種当日50歳以上の方

※原発避難者特措法に基づき指定市町村から住民票を移さずに大田原市に避難している方を含みます。

●助成対象となる接種期間

4月1日以降に接種する費用



●受け方の手順

①市役所に申請(窓口またはWeb)

②予診票を郵送で受け取る

③医療機関で接種を受け、医療機関に自己負担額分を支払う

④不活化ワクチンの場合は2回目の予約を行う

●注意事項

・接種費用は医療機関ごとに定めています。接種費用から助成額を引いた額をお支払いください。

・接種するワクチンを決めてから市役所に申請してください。予診票の発送に1週間程度かかるため、**予診票が届いてから医療機関に予約してください。**

★日頃から十分な栄養と睡眠をとり、疲労やストレスを溜めないことも大切です。気になる症状があれば早めに医療機関を受診しましょう。

問申健康政策課 本3階

☎0287-23-8975



ワクチンの種類	生ワクチン (乾燥弱毒生水痘ワクチン)	不活化ワクチン (乾燥組換え带状疱疹ワクチン)
販売名	ビケン	シングリックス
接種方法・回数	皮下注射・1回	筋肉内注射・2回
1回あたりの助成額	医療機関の定める接種費用の半額【上限4,000円】	医療機関の定める接種費用の半額【上限10,000円】
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 発症予防効果が中程度(50～59歳で70%、60歳以上で51%) 長期予防効果が低い(約5年) 副反応の発現率が低い 接種費用が安価で1回接種のみ 基礎疾患(免疫不全、免疫抑制状態)などにより接種できない場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 発症予防効果が非常に高い(50歳以上で97%、70歳以上で90%) 長期予防効果が高い(約10年以上) 副反応の発現率が高い 接種費用が高価で2回接種が必要
副反応	発赤、そう痒感、熱感、腫脹、疼痛など	疼痛、発赤、腫脹、筋肉痛、疲労、頭痛など

戦没者遺族による慰霊巡拝事業

厚生労働省では、戦争により肉親が亡くなった現地で、慰霊・追悼を行いたいという関係遺族の要望に応えるため、慰霊巡拝事業を行っています。

●実施地域 カザフスタン共和国、東部ニューギニア、モンゴル国、インドネシア、北ボルネオ、ソロモン諸島、ウズベキスタン共和国、フィリピン、硫黄島、マリアナ諸島、ミャンマー

●日時・費用 実施地域により異なります。

※詳細は下記までお問い合わせください。

問申栃木県高齢対策課恩給援護担当

☎028-623-3054

乳房補整具の購入費用の一部助成を開始します

がん患者の治療、就業および療養生活の質の向上を図るため、乳房補整具購入費用の一部を助成します。

●対象者

市内に住所を有する方で、がん治療に伴う乳房の切除により補整具の使用を必要とする方

●助成対象補整具 令和6年4月1日以降に購入したもの

●助成金額等 上限20,000円とし、左右各1回

●申込方法 下記窓口へ直接申し込み(電話申込不可)

※詳細について下記までお問い合わせください。

問申健康政策課 本3階

☎0287-23-8704



高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種のお知らせ

本予防接種は法に基づき実施しますが、ご本人の希望により接種を受けるもので、接種の努力義務はありません。

●対象者(令和6年4月以降)

- ① 65歳の方(誕生日以降にお知らせと接種券を送付します)
- ② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳1級の交付を受けている方)

●自己負担額 4,100円

●接種方法 接種券が届きましたら、医療機関に予約を行い、予防接種を受けてください。

●対象外の方で接種を希望する方

次の①～③すべてに該当する方は、大田原市法定外予防接種として、費用助成が受けられます。この場合、自己負担額は医療機関によって異なります。事前の手続きが必要ですので下記までお問い合わせください。

- ① 過去に費用助成を受けていない
- ② 65歳以上
- ③ 過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)を受けてから5年以上経過している、または接種を受けたことがない

問健康政策課 本3階

☎0287-23-8975

若年者の在宅ターミナルケア支援事業を開始します

若年者のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送ることができるよう在宅サービス利用料を一部助成し、患者とご家族の負担を軽減します。

●対象者 次の①～③すべてに該当する方

- ① 18歳以上40歳未満の市民の方
- ② 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したがん患者で、在宅生活の支援及び介護が必要な方
- ③ 他の制度において同等の助成や給付を受けることができない方

●助成対象経費 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、福祉用具購入に係る経費

●助成金額等 1月あたりの対象経費の9割に相当する額(限度額54,000円)

※生活保護受給者の限度額は月額60,000円

●申込方法 下記窓口へ直接申し込み(電話申込不可)

問申健康政策課 本3階

☎0287-23-8704



税



源泉徴収義務者向けの定額減税説明会

●内容 DVD上映、制度の概要・事務手続きについての説明など

●日時 4月17日(※)、18日(※)、5月16日(※)、17日(金)

各日 10:00～11:30、14:00～15:30

●定員 各回50名

※LINEによる事前予約制。

詳細はHPをご覧ください。

●場所 大田原税務署 別館2階会議室
※駐車場に限りがあるため公共交通機関のご利用にご協力ください。

※定額減税制度の詳細は、国税庁HP「定額減税特設サイト」をご覧ください。

問大田原税務署法人課税第一部門

☎0287-22-8090(直通)



令和6年度から森林環境税(国税)が導入されます

森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された税です。

市町村において、個人市・県民税の均等割と併せて年額1,000円を賦課し、徴収します。

徴収した森林環境税は、その全額が森林環境譲与税として市町村や都道府県に譲与されます。

この譲与された税収は、市町村において間伐などの森林の整備に関する施策と、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林の整備の促進に関する施策に充てられます。

●令和6年度以降の個人市・県民税均等割及び森林環境税の税率について

【令和5年度まで⇒合計5,700円】

・個人県民税均等割…2,200円

・個人市民税均等割…3,500円

※個人県民税にはとちぎの元気な森づくり県民税700円が含まれます。

※令和5年度まで、東日本大震災復興基本法に基づき、個人市・県民

税均等割にそれぞれ年額500円が加算されています。

【令和6年度以降⇒合計5,700円】

・森林環境税…1,000円

・個人県民税均等割…1,700円

・個人市民税均等割…3,000円

※個人県民税にはとちぎの元気な森づくり県民税700円が含まれます。

●森林環境税がかからない方

・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親であって、前年の合計所得金額が135万円以下の方

・前年中の合計所得金額が次の①または②の算式で求めた額以下の方

① 同一年計配偶者および扶養親族がいない方…38万円

② 同一年計配偶者や扶養親族がいる方…28万円×(同一年計配偶者+扶養親族+1)+10万円+16.8万円

※個人市・県民税と非課税基準が異なりますので、個人市・県民税均等割(4,700円)が非課税であっても森林環境税(1,000円)のみが課税になる場合があります。



林野庁HP



栃木県HP



大田原市HP

問税務課 本2階

☎0287-23-8725



くらし



カモ・カラスなどの捕獲・駆除を実施します

対象地区において、農作物などへの被害対策のため、銃猟によるカモ・カラス・サギ類の捕獲・駆除を行います。

実施期間中、農作業やお子さまの外遊びには十分ご注意ください。

●期間

▶1回目…5月5日(日)～9日(木)

▶2回目…5月25日(土)～31日(金)

●対象鳥獣 カモ類・カラス類・サギ類

●捕獲・駆除方法 銃猟

●対象地区 金田、親園、野崎、佐久山地区、湯津上全地区、黒羽全地区

問農林整備課 本4階

☎0287-23-8813

トコトコ大田原1階ショッピングフロアの営業時間の変更について

1階ショッピングフロアの営業時間を、以下のとおり変更いたします。

●営業時間

【変更前】午前9時～午後8時



【変更後】午前9時～午後7時

●変更日 令和6年4月1日(日)

※1階ショッピングフロア出入口を午後7時に施錠します。

※外向き店舗の営業時間は変わりません。

問株式会社大田原まちづくりカンパニー

☎0287-47-7370

市のホームページにAIチャットボットを導入しました

市では、お問い合わせに関する利便性向上を目的に、AI（人工知能）を活用したチャットボットを導入しました。市役所の手続きや制度などに関するご質問に対して、担当の課を案内します。

24時間365日、いつでも利用可能ですので、下記の2次元コードまたは、市HPからご利用ください。

※AIは、利用実績を学習することで回答精度を高めていきます。現時点では回答できないご質問についても、継続して調整を行い回答精度の向上に努めていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

問情報政策課 本6階

☎0287-23-8766



那珂川河畔清掃活動の参加者を募集します

ボランティア団体「那珂川をきれいにする会」が中心となり、那珂川河畔の清掃活動を実施します。皆さまの参加をお待ちしています。

●日時 5月26日(日)、7月28日(日)、9月29日(日)各日7:00～8:00

●集合場所 市役所黒羽庁舎

●清掃区域 高岩から松葉川合流点までの那珂川河畔

●作業内容 河川敷のごみ回収

●服装 清掃活動がしやすい服装で、水分などが必要な場合は各自ご持参ください。ごみ袋、軍手、火ばさみは事務局で用意します。

●申込方法 5月10日(金)までに、住所・氏名(団体の場合は、団体名、代表者名、参加人数、連絡先)・参

加希望日を下記まで直接または電話、FAXで申し込み(当日参加も可)

問申那珂川をきれいにする会事務局(黒羽支所総合窓口課内) 黒

☎0287-54-1111

FAX0287-54-1117

戸籍謄本などの取得や戸籍届出が便利になりました

●戸籍謄本などの取得が便利に

これまで、戸籍謄本などを取得する際は、本籍地の市区町村の窓口にご請求する必要がありましたが、「戸籍法の一部を改正する法律」の施行により、令和6年3月1日から、本籍地にお住まいでない方でも、最寄りの市区町村の窓口で戸籍謄本などの請求ができるようになりました。

●戸籍届出が便利に

これまで婚姻届や転籍届などの戸籍届出に必要な戸籍謄本などの添付が不要になりました。

※詳細は法務省HPをご覧ください。

問市民課 本2階

☎0287-23-8705



相続登記の申請義務化がスタートしました

法務局に登録してある土地・建物については、令和6年4月1日から相続登記をすることが義務となりました。正当な理由がなく相続登記の申請を行わなかった場合は、過料の対象となることもあります。

※詳細は、法務局HPをご覧ください。

なお、相続登記の相談は、栃木県司法書士会「相続登記相談センター☎0120-13-7832」の利用が便利です。

問宇都宮地方法務局大田原支局

☎0287-23-1155



木造住宅・ブロック塀など各種補助制度

震災に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震改修などやブロック塀の除却・改修など工事費の一部に補助金を交付します。

※予算の範囲内での交付となるため、予算額の上限に達した場合、年度内であっても受付を終了します。

1耐震診断士派遣制度

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に、耐震診断士を無料で派遣し、地震に対する安全

性を評価するための耐震診断を実施します。

●対象となる住宅 次の①～③の要件をすべて満たす住宅。

①昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で着工された住宅

②木造2階建て以下の住宅

③在来軸組工法、伝統的工法または枠組壁工法による住宅(賃貸は除く)

●対象者

- ・対象住宅を所有する個人であって、当該住宅に居住する方
- ・国、県および市税を滞納していない方

2耐震改修・建替え補助金

●対象となる住宅 耐震診断の結果、改修または建替えが必要な住宅

※建替えの場合はその住宅を除却して同一敷地内に省エネ基準に適合する住宅を建築することが条件

●改修の補助額 補強計画の策定を含めて耐震改修を行う者で、耐震改修費用の5分の4または100万円のいずれか低い額

●建替えの補助額 耐震改修費用相当分の5分の4または100万円のいずれか低い額

●上乗せ補助額 建替えを行う場合、県産出材を10㎡以上使用する場合は10万円

3ブロック塀などの除却・建替え・改修補助金

●対象となる塀 次の①・②の要件をすべて満たす塀

①通学路に指定されている道、国道、県道または用途地域内の市道に面している塀

②建築基準法施行令に掲げる基準を満たしていない塀

●補助額

・除却は工事費の3分の2で最大16万円

・建替えまたは改修工事費の3分の2で最大20万円

●共通の注意事項

ブロック塀などの工事業者は市内に事務所が事業所がある法人または市内の個人事業者に限定しています。申請前に対象となる住宅やブロック塀を解体したり工事請負契約を締結して建築工事を行った場合は補助対象になりませんので、十分ご注意ください。

詳しい要件や必要書類などは、お問い合わせください。

問建築住宅課 本5階

☎0287-23-1178